

## 差押物件の還付公告について

下記記載の物件は、その返還を受けるべき者の住所（居所）が不明のため、還付することができないので、関税法第134条第2項の規定により公告します。

なお、この公告の日から6か月以内に還付の請求がない場合は、同条第3項の規定によりその物件は、国庫に帰属します。

## 記

差押		差押物件		返還を受けるべき者	
年 月 日	場 所	品 名	数 量	氏 名	住所(居所)
平成30年 11月21日	川崎市川崎区東扇島 88番地 日本郵便株式会社川 崎東郵便局	指定薬物であ る亜硝酸イソ ブチルを含有 する液状物	1本	不明	不明
		指定薬物であ る亜硝酸イソ ペンチルを 含有するろう状 物	1缶		
		指定薬物であ る亜硝酸イソ ブチル及び亜 硝酸イソプロ ピルを含有す る液状物	1本		



		紙箱	1箱		
		透明ビニール袋	1枚		
		郵便物外装	1箱		
		紙片	1枚		

令和8年5月7日

千葉税関支署長 山崎幸彦



主管課	横浜税関千葉税関支署統括監視官 (総括機動部門担当)
取扱責任者	三上 彰二
掲示期間	令和8年5月7日～令和8年5月21日